

募集等に係る株券等をお客さまへ配分する際の基本方針

制 定：平成 15 年 4 月 1 日
(最終改正：平成 27 年 10 月 1 日)

SMB Cフレンド証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客さまへの配分におきまして、お客さまの多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。

2. 株券等の配分を行うに際しましては、当社はあらかじめお客さまの需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。なお、配分にあたりましては、当社が定める基準を考慮した営業店毎の配分の上限数量を決めており、営業店毎に配分の数量が異なります。お客さまへの配分は、原則として営業店毎に決められた上限数量の範囲で配分を行います。

※当社が定める基準：各営業店におけるお客さまの預かり総資産および手数料実績等

※営業店とは：各法人部(東京・大阪・金融)・ウェルス・マネジメント部・コールセンター・投資相談部を含む。

3. 当社では、上記 2. をもとに、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。配分先は、原則としてブックビルディングに需要申告をなさったお客さまの中から抽選で決定いたします。ただし、お客さまから申告がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告をされていないお客さまにも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。なお、機関投資家のお客さまにつきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

(1) 新規公開株の場合

新規公開株のお客さまへの配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として、一定割合について抽選を行い、配分先を決定いたします。

抽選は、次の要領で行います。

① ブックビルディング期間中に行われた需要申告に基づき、下記基準による「優遇サービス」を反映の上、ステージ A・B とステージ C に分けて抽選を行います。この場合、当社が配分する数量のうち、機関投資家のお客さまを除くお客さまへの配分予定数量（以下「配分総数量」といいます。）の 10% 以上をステージ C のお客さまに、残りをステージ A・B のお客さまへの抽選、若しくは抽選によらない配分に付すことといたします。

【優遇サービスの概要】

優遇サービスとは、下記の基準で割り当てられるステージによって、抽選における当選確率が優遇されるようになっております。当選確率は、ステージC<ステージB<ステージAと順に高くなっていきます。ただし、下記の基準を満たしたお客さまに配分を確約するものではありません。なお、法人のお客さま、コールセンターのお客さまにつきましては、優遇サービスは適用いたしませんので、ステージCと同様のお取扱いとなります。

【優遇サービスに係る各ステージの基準】

各ステージは、下記の基準で決定します。お客さまのステージの見直しは、3月と9月に行います。

ステージA

基準となる月平均のお預かり総資産が 5,000 万円以上、あるいは見直し月の直近 6 カ月間の国内株式委託手数料の合計が 30 万円以上のお客さま。

ステージB

ステージA以外のお客さまで、基準となる月平均のお預かり総資産が 3,000 万円以上 5,000 万円未満、あるいは見直し月の直近 6 カ月間の国内株式委託手数料の合計が 10 万円以上 30 万円未満のお客さま。

ステージC

ステージA・B以外のお客さま。

※お預かり総資産の基準：9月～2月、3月～8月それぞれの「月平均」を基準とします。（各月末の残高を合計し平均した数値が月平均になります。）

※国内株式委託手数料の算出対象期間：9月～2月、3月～8月の各6カ月間とします。

- ② 厳正かつ公平に機械的な方法により抽選を行います。なお、できるだけ多くのお客さまに配分が行われるよう、当選数量は原則として最小単位（目論見書に記載されている申込株数単位）としております。
- ③ ステージA・Bの抽選は、優遇サービスを適用し、営業部店毎に配分された数量で抽選を行います。最小単位が当該ステージのお客さま全員に行き渡った場合、残余については、最小単位での二次配分を行います。以降、残余がなくなるまで同様の配分を行います。なお、配分がステージA・Bのお客さまの申告数量を満たした場合、残余につきましては、残余の生じた営業部店のステージCのお客さまを対象に抽選を行います。
- ④ ステージCの抽選は、配分総数量の 10%以上を抽選に付しますが、申告されたお客さまの件数により配分の数量が異なり、以下の配分となります。なお、当該抽選においては、営業店毎ではなくステージCのお客さまの一括抽選となります。
 - イ ステージCの抽選に付す数量を最小単位で割った数（以下「当選件数」といいます。）より申告されたお客さまの件数が多いときは、当選件数分のお客さまに最小単位を配分いたします。
 - ロ 当選件数と申告されたお客さまの件数が同数のときは、申告されたお客

さま全員に最小単位を配分いたします。

ハ 申告されたお客さまの件数が当選件数に満たないときは、申告されたお客さま全員に最小単位を配分し、さらに申告された株数をもとにステージCの抽選に付する数量を満たすまで最小単位ずつ配分を行います。なお、配分が申告されたお客さま全員の申告数量を満たした場合、残余につきましては、ステージA・Bの抽選に割り当て、営業店毎への配分数量を調整いたします。

⑤ 抽選に当選されたお客さまには、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨および払込の要領を電話等でお知らせいたしますとともに、配分の申込みをお受けいたします（コールセンターのお客さまにつきましては、当社ホームページの専用ページにてお知らせいたします）。当選されなかったお客さまには、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

⑥ お客さまのステージに関わりなく、当選されたお客さまからキャンセルのお申し出があったときは、キャンセル分の配分は、キャンセルを取扱った営業店での再配分となります。再配分は、ステージAおよびBのお客さまの中からとし、原則として当選されなかったお客さまを優先いたします。ステージAおよびBのお客さまの申告数量を満たし、さらに残余があるときは、当該営業店のステージCのお客さまに配分いたします。なお、当該営業店での需要申告をされたお客さまが再配分を希望されないときは、需要申告をされていないお客さまへ配分することがございます。また、キャンセルを取扱った営業店で再配分を希望するお客さまがいらっしゃらないときは、他の営業店のお客さまに配分することがございます。

⑦ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げることまたは抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 配分予定数量の10%が5単位に満たない場合

⑧ 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案したうえで、お客さまと当社との取引状況、証券投資についての知識・経験・資力・投資方針等を営業店で確認させていただき、適合性の原則に基づいた公正な配分を行います。抽選によらない配分における平均販売数量は、ステージCの抽選による一人当たり平均販売数量の10倍程度を超えないように努めます。

⑨ 営業店の最終的な配分方針を決定する場合の基準は以下のとおりです。

当社の新規公開株の配分に当たっては、お客さまの適合性や投資経験、長期安定保有状況などを勘案の上、営業店責任者が決定いたします。

(2) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分および各法人部（東京・大阪・金融）、ウェルス・マネジメント部のお客さまへの配分につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、配分の機会を公平に提供するため、

原則として抽選により配分先を決定いたします。ただし、抽選によらない配分を行う場合があります。この場合は、(1) ⑧及び⑨に準じて配分いたします。「優遇サービス」は適用いたしません。

なお、既公開株等におきまして、募集または売出しの公表が行われた翌日から価格決定日までの間に、公表された募集または売出しの有価証券と同一銘柄の空売りをを行い、価格決定日現在にその空売りの決済がお済みでないお客さまには当該銘柄の配分を行いませんので、あらかじめご了承ください。

4. 当社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。
 - ・ 年間を通して新規公開株の配分は一人のお客さまにつき原則として年間 6 回を上限としております。ただし、上記配分回数につきましては、需要動向調査において募集等の総数量を大幅に越えて需要が提示された銘柄（ホットイシュー銘柄）でかつ好パフォーマンス銘柄（当該銘柄の取引開始時初値が募集価格の 110%以上）を対象としております。
5. 需要申告は、お取引店舗において対面またはお電話で受け付けます。また、コールセンターをご利用のお客さまは当社ホームページの専用ページで受け付けます。（なお、コールセンターのお客さまにつきましては、「優遇サービス」は適用いたしません。）
※コールセンターの取引対象銘柄は、原則として当社が主幹事となる銘柄とさせていただきます。
6. 需要申告の受付時間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書および目論見書に記載されます。また、これらに、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から終了までの間、ホームページ上或いは営業店の店頭においてお知らせいたします。
7. 個別の事案において、上記 5. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディングまたは配分を行う場合は、その変更の理由とともに、上記 6. に併せてお知らせいたします。
8. 当社におきましては、お客さまの損失を補填または利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一のお客さまへの過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告がこれらに該当するお客さまからのものであることが判明した場合、その申告はお受けいたしません。

9. 株券等を配分した先のお客さま（個人を除きます。）の一部につき、配分規則の定めるところにより、そのお客さまの名称およびそのお客さまに配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
10. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以上